

(資料4)

第13回 政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WGにおけるご意見等への対応状況

総数:	20	【A】対応	8	40.0%
		【B】今後検討	4	20.0%
		【C】対応困難	3	15.0%
		【D】事実関係の照会等	5	25.0%

【A】対応

類型		項目数	主な対応内容
A1	令和5年度事前分析表で対応済	5	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	その他	3	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討	4
【C】対応困難	3
【D】事実関係の照会、見解を問うもの等	5

※ 1つの意見が複数の検討に派生した項目等があることから意見の数と対応状況の総数は一致していない。

第13回 政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況	
					対応区分	具体的な対応状況
第13回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況						
福祉・年金WG						
1	平野委員	Ⅶ-1-1	達成目標2の測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活と社会生活の改善はどこまで区別できるのかという点で、測定指標4・5は大変難しい指標。 例えば被保護者世帯数に対する就労支援員の数の比率など、自立支援に向けた何らかの条件整備に該当するようなアウトプットの指標があった方がいいのではないかと。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援及び生活保護部会の中間まとめ(令和4年12月20日)においても、「今一度、3つの自立についてその趣旨や内容をしっかりと浸透させていくこと、日常生活自立・社会生活自立の指標が設定されていない」ことが指摘されている。一方で、毎年度、自治体向けの調査において、支援を受けている対象者ごとに状態像の変化を自治体から報告いただいております。日常生活と社会生活の改善の区別はされているものと承知している。一方、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、日常生活自立・社会生活自立に係る指標(測定指標4・5に該当)を設けたところであり、まずはこれらの指標がどのような推移となるか確認していきたい。 また、例示いただいた就労支援員の数の比率の例については、今後の参考にさせていただきたいと考えている。
2	平野委員	Ⅶ-1-1	達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援の就労準備支援を受けていたが悪化して生活保護を受ける場合に就労準備支援と連携したり、生活保護を短期で廃止になって困窮者自立支援による支援に移るといった場合がある。そうした生活保護を受けるに至る経路に関してのデータをとり指標化できれば、施策改善につながるのではないかと。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携については、生活困窮者自立支援及び生活保護部会においても重要なテーマとされているところ。 そこでの議論を踏まえ、データの取り方等については引き続き課題とさせていただきたい。
	新保委員			<ul style="list-style-type: none"> 2019年の「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」で、就労支援に関し短期的な対応として何をやっていくかというような、アウトプットにあたる提案が報告されており、生活困窮者自立支援制度との一体的な実施の推奨なども記載されている。 この提案を参考にして、取組が目標設定と対応するようにしていくと取組がよくなるのではないかと。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通り、「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会報告書(平成31年2月19日)」でも多様な働き方の重要性についてご指摘いただいているところ。また、先述の通り日常生活自立・社会生活自立についても、生活困窮者自立支援及び生活保護部会の中間まとめ(令和4年12月20日)においても、「3つの自立について今一度、その趣旨や内容をしっかりと浸透させていくことや日常生活自立・社会生活自立の指標が設定されていない」ことが指摘されている。これを踏まえ日常生活自立・社会生活自立の指標を設定しているところ。 頻回受診者に対する適正受診指導について、嘱託医協議等を踏まえて対象外となった者を除く指導対象者に占める改善者数の割合を「新経済・財政再生計画改革工程表2022」のKPIとするとともに、測定指標としている。必要な医療が差し控えられることがないよう留意していく。
3	菊池委員	Ⅶ-1-1	施策目標	<ul style="list-style-type: none"> 困窮者自立支援制度との連携について、生活保護制度の適正実施という施策目標との関係でどう目標を立てられるのかということもある。目標の立て付けが施策の進展に伴って合わなくなってきたという問題があるのではないかと。 政策評価の計画期間である5年間、目標自体を全く変えられないのかという論点もある。 		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度は自立助長も目的としているところ、被保護者の自立支援促進という観点から、現在の「生活保護制度を適正に実施すること」という施策目標のもとでも困窮者自立支援制度との連携に関して目標を掲げることが可能と考える。 その上で、より適切な施策目標の立て方があるかについては、厚生労働省における政策評価に関する基本計画の次期計画の策定時や、制度改正に伴う同計画の改正の機会を捉えて検討したい。

4	新保委員	Ⅶ-1-1	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標1に関し、実態は「就労による保護脱却できるような状態像の被保護者は多くはない」状況にあり、多様な就労をすすめる流れにあると2019年の「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」報告書でも整理している。 ・ 現在のような達成目標を掲げてしまうことで、被保護者と現場は、できないことを無理にすすめることになり、無理な就労指導につながることもある。被保護者であることを明かすと企業が採用しないというような外的要因もある。現状をふまえて多様な就労をすすめる方針に則った達成目標を掲げることが重要でないか。 ・ 生活保護行政は、一般市民の制度に関する正しい理解がないなかで、「働けるのに働いていない」「医療を必要以上に利用する」というような眼差しの中で、KPIが設定されたり、頻回受診指導が求められたりしている。こうした誤解が、必要な人が必要な時に制度を利用する妨げとなる。政策評価の目標設定を、現状に即したものにすることが必要がある。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の通り、「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会報告書(平成31年2月19日)」でも多様な働き方の重要性についてご指摘いただいているところ。また、先述の通り日常生活自立・社会生活自立についても、生活困窮者自立支援及び生活保護部会の間間まとめ(令和4年12月20日)においても、「3つの自立について今一度、その趣旨や内容をしっかりと浸透させていくことや日常生活自立・社会生活自立の指標が設定されていない」ことが指摘されています。これを踏まえ日常生活自立・社会生活自立の指標を設定しているところ。 ・ 頻回受診者に対する適正受診指導について、嘱託医協議等を踏まえて対象外となった者を除く指導対象者数に占める改善者数の割合を「新経済・財政再生計画改革工程表2022」のKPIとするとともに、測定指標としている。必要な医療が差し控えられることがないように留意していく。
5	藤森委員	Ⅶ-1-1	課題、達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活保護制度を適正に実施すること」という施策目標のもと取り上げられているのがなぜ就労支援と医療扶助なのかという点の説明をするべきではないか。 ・ 住宅、教育、スティグマの問題への対応も重要と考えており、全部を目標とせずとも目標のあり方について検討する必要があるのではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、ピックアップしているものである。1点目の自立の助長では、経済的自立・日常生活自立・社会生活自立の3つの自立が最も重要な観点と認識しており、被保護者就労支援事業をはじめとした事業を実施しており、この効果を図るため測定指標を設定している。また最低生活の保障という観点からは、医療扶助が生活保護費の半数を占めている状況であることを踏まえ、頻回受診の是正、後発医薬品の使用の徹底に向け、測定指標を設定している。 この点がわかるよう、事前分析表の「施策を取り巻く現状」欄に追記を行った。
						<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員ご指摘の住宅、教育、スティグマの問題に関して、生活保護制度が「利用しやすく自立しやすい制度」を目指すため、制度の意義や必要性等について、1人でも多くの人にわかりやすく、かつ正確に届くよう、周知・広報に努めてまいります。
6	藤森委員	Ⅶ-1-1	課題2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題2として対人関係に課題を抱える方や就労の経験が少ない者等に対して自立支援の取組を強化していく必要があるとされているが、どうしてこのような状態になっているのかという課題を指摘すべき。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気や障害、これまでの生活状況等、様々な事情により課題を抱えることになったと考えている。この点がわかるよう、事前分析表の「施策実現のための課題」欄中「2」に追記した。 ・ このような方々に対しては、経済的自立を行う前段階として、日常生活自立・社会生活自立の2つの課題があると考えられることから、しっかりとアセスメントを行い、その方の状態像に応じた支援につなげていきたい。
7	藤森委員	Ⅶ-1-1	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測定指標1について、令和2年度実績値が48.7%ならば、年度ごとの目標をいきなり65%と設定するより48.7%と65%の差分を均等割して目標を上げていく方が現実的ではないか。 ・ コロナ禍で実績が下がったが、コロナ禍から回復していく中では65%という高い目標を掲げても達成できるということなのか。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍の状況を踏まえ、その後の支援の状況どのようになるのか見据えつつ、一旦この目標で設定していきたい。
8	菊池委員	Ⅶ-1-1	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナの影響で実績値が悪化した場合、今後どのように達成していくのかという戦略を検討した結果を目標水準に反映させるべきで、安易にターゲット年度の水準を毎年度の目標値とすることは目標水準として妥当ではないのではないか。 		

9	藤森委員	VII-1-1	測定指標8	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標8について、全ての都道府県で80%以上とすることが目標なら、実績値で80%を割り込んでいる都道府県が何パーセントかを示して、それをゼロに近づけていく目標設定の仕方が妥当ではないか。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において全ての都道府県で使用割合が80%以上とすることを目標として設定しており、令和3年度においては、実績値ベースで目標を達成している。 都道府県の地域差は80%を超えた実績値間で生じているものであり、施策実現の課題としては記載しない方向で整理したいが、実績値の標準化という点については、これまでも全国会議で周知しているものであり、引き続き必要な対応を行ってまいりたい。
10	菊池委員			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとの格差という課題があって、その上で、都道府県ごとに指標を見ていくという流れであり、その点をきちんと書き込むべき。 		
11	新保委員	VII-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 「医療扶助に関する検討会」の報告書の中で、頻回受診者の中には精神疾患等の影響から療養上の指示事項の理解が難しいことが指摘されるとともに、社会的孤立や精神的不安に頻回受診が起因する場合も多いとされている。 所管課の努力だけで改善できない諸状況があるものと考察しており、更なる対策の検討が求められている中で、「頻回受診に係る適正指導の取組徹底・強化による改善者数の向上」を目標としてしまうことには無理があるのではないか。 平成30年度に法定化された「被保護者健康管理支援事業」について、研究事業で保健所との連携の必要性等現状と課題が明らかにされている。 こうした報告書や研究結果を踏まえて頻回受診について無理のない目標設定をしてはどうか。 	今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 頻回受診者については、従来の適正受診指導に加え、令和3年より健康管理支援事業の対象に位置づけ、頻回の要因分析や保健師による個別指導等の支援を行うこととしており、その後の状況の経過を見据えつつ、現状の達成目標で設定していきたい。 頻回受診者の実態や効果的な支援方法等については、調査研究の動向を踏まえつつ、引き続き必要な検討を行ってまいりたい。
12	岩崎委員	VII-1-1	測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 日本の生活保護は捕捉率がとても低いが、共生社会実現の観点からも、生活保護制度が抵抗なく利用できるくらい普及しているのかを実態把握してほしい。 日本の生活保護の捕捉率が低い原因が明確になるような指標を検討してほしい。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> 「生活保護の捕捉率」とは、「生活保護の受給要件を満たす世帯のうち実際に生活保護を受けている世帯の割合」を指しているものと思料するが、これについては、生活保護の申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否等の調査、働いて収入を得る能力の把握等が困難であるため、正確に把握することは困難であると考えている。 このため、実態把握・指標の検討については難しいと考える。 なお、保護が必要な方に確実に保護を実施することが重要であると考えており、厚生労働省のホームページに、保護の受給が権利であることを明記するとともに、自治体に対して、 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の要件や申請方法などについて、ホームページの活用により周知を図るほか、 民生委員等と連携して生活に困窮している方の発見等に努めるよう促しており、 制度を円滑かつ確実にご利用いただけるよう取り組んでいる。
	新保委員			<ul style="list-style-type: none"> 「適正実施」は、まさに、基本目標VIIの「ナショナルミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保を図ること」に対する、適正な実施を意味していると考え。 必要な人が生活保護制度にアクセスできているか(捕捉率の確認)ということも、適正実施の上で重要な課題。 		
13	岩崎委員	VII-1-1	測定指標1~3	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援事業への参加率や就労率、増収率は都道府県の格差が非常に大きいというデータが厚労省が公表している資料にも載っている。そうした格差がどこから生まれているのかを把握できないか。 あまりにも格差が大きい項目についてはどのように対応していくのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 参加率、増収率については、都道府県ごとの状況について毎年度公表しているところである。これらについては、地域資源や自治体の取組状況、被保護者の状況等、様々な事情が考えられるところであるが、就労支援の取組の推進について各種研修や会議等を通じて、情報交換や周知を図っていきたい。
14	岩崎委員	VII-1-1	課題2	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧なアセスメントをやるにはケースワーカーの専門性が必要。生活保護のケースワーカーだけ頑張っても自立は難しいという観点も踏まえて、目標を実現していくための人材の育成はどのように対応していくのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 丁寧なアセスメントを行うにあたっては、ご指摘の通りケースワーカーだけでは対応は困難であり、就労支援員対象の研修会等を通じて育成していきたい。
15	菊池委員	VII-3-1	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 特別弔慰金の請求受付処理状況は、都道府県ごとに大きな差がある。数値が低い都道府県にターゲットを絞って改善していくのが適切ではないか。この観点から、課題、設定目標、指標の設定についても工夫が必要ではないか。 	対応	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、課題1及びそれに対応する達成目標の記載に特別弔慰金について記載を追記した。また、第11回特別弔慰金(請求受付期間:令和2年4月1日~令和5年3月31日)の請求受付件数と裁定県処理済み件数を達成目標1の参考指標として追記した。 なお、測定指標への追加については、 <ul style="list-style-type: none"> ①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の請求期間は既に終了しており、 ②令和7年度以降(次回以降)の特別弔慰金の支給の在り方については、現行の支給方法を継続するかどうかを含め、現時点で決定していないこと、 ③特別弔慰金は3年間の請求期間及び5年間の償還期間という性質上、年度毎に申請及び処理状況に大きく偏りがあることから、標準化した目標・指標として設定することになじまないこと、 から、追加は困難である。

16	菊池委員	VII-3-1	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 特別弔慰金が都道府県事務だから測定指標として掲げられていないとしても、国民目線で援護施策が順調か見たと、処理状況が低いのは課題に見える。国の施策目標として触れないでいいのか、国の政策評価におけるルールにも関わってくるので事務局としても課題として受け止めてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> 政策評価は行政機関の所掌に係る政策について行われており、事務が都道府県において行われていることのみをもってその対象から除外するものではない。 都道府県が行う特別弔慰金に係る処理は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく法定受託事務として国の強い関与が認められていることを踏まえると、政策評価の対象となり得る。
17	平野委員	X-1-2	課題2の測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備がある程度進捗している一方、生活支援コーディネーターや生活支援体制整備に係る協議体の活動内容に課題があるのであれば、配置人数や協議体の数ではなく活動内容に関することを指標にすべき。 	対応	<p>ご指摘をふまえ、生活支援コーディネーター及び市町村の生活支援体制整備に係る取組を評価する観点から、「地域における介護予防・生活支援サービス等の提供状況、地域資源、利用者数の推移、心身及び生活状況の傾向、高齢者の地域の担い手としての参画状況等を把握し、データとして整理し、これをふまえ、生活支援コーディネーターとともに、協議体を活用しながら、地域の課題を分析・評価している市町村数」を新たな指標として追加した。</p>
18	平野委員	X-1-2	課題2の測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア個別会議と生活支援体制整備に係る協議体との間の連携に関する指標を設定できないか。 	対応	<p>ご指摘を踏まえ、関係者の連携により、個別ケースの課題解決から地域課題の発見、その解決に向けた取組を評価する観点から、「生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている市町村数」を新たな指標として追加した。</p>
19	藤森委員	X-1-2	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1について、地域の実情に合わせた目標の設定ができないか。(例えば、単身世帯や要支援以上の高齢者の割合と、単身の要支援以上の高齢者一人あたりの事業者数、自治体規模別に把握するなど) 	対応困難	<p>ご指摘の「地域の実情に合わせた目標」は、各自治体がその実情に応じて設定・評価を行うべきものであり、国において一律に設定することは困難であると考えます。</p>
20	藤森委員	X-1-2	達成目標2の測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標2の測定指標について自治体ごとの違いが随分あるのではないかと。地域ケア会議の開催回数が0回という地域包括支援センターは9.1%あり、開催回数の底上げを目標又は指標としてはどうか。 	対応	<p>ご指摘いただいた9.1%という数値は、地域包括支援センターにおける個別地域ケア会議の未実施割合であり、地域ケア会議は市町村が設置するもの(地域包括支援センター主催も含む)であるため、市町村における個別地域ケア会議の未実施割合は3%程度となる。(なお、令和2・3年度においてはコロナ禍の影響で開催を控えた市町村が一定数存在すると推察される。)</p> <p>また、既存の指標「個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催回数」の上伸に努めることで、開催回数の底上げに寄与できるため、既存の指標で既に対応していると考えている。</p>